

軽石義則議員

(平成25年9月定例会)

一般質問

豪雨、台風18号における被害状況とその対応について

(1) 災害発生状況の把握と国及び市町村との連携について
ア 気象状況の判断について

軽石：7月26日から28日にかけて県南部を中心とした150ミリを超える大雨、また、8月9日は盛岡地域、花北地域を中心とした200ミリを超える大雨、続いて、9月16日の台風18号の通過に際して県央や、県北を中心に150ミリを超える大雨となり、被害が発生しました。これまで観測史上においても経験のないこのような気象状況の中で具体的にどのような現地を確認し、危険度合いを判断されているのか伺います。

【総務部長答弁】

災害発生状況の把握についてでありますが、県では、大雨警報の発表等についてあらかじめ盛岡地方気象台から情報収集を行い、気象警報の発表とともに災害警戒本部を設置し、被害拡大のおそれがある場合には災害対策本部を設置して対応にあたってきたところ

ごあいさつ



日頃より私の議員活動ならびに政治活動に對しまして、特段のご高配を賜り衷心より感謝申し上げます。さて、おかげさまで平成二十四年度一般会計決算などを審議する定例会を無事に勤めることが出来ました。今回の定例会では、当選後、任期折り返しを迎えた時期にして四度目の一般質問に登壇いたしました。

豪雨や台風による災害対策、復興を加速するうえで、最低賃金を含めた雇用問題、青少年の健全育成や福祉現場の課題などについて「現場の声」をもとに質疑を交わしました。その際には、多くの皆様に傍聴いただきましたことに、あらためて感謝申し上げます。

つきましては、復興の歩みを止めることなく、今後とも現場の立場から「初心を忘れずに」、これまで以上に国や市町村との連携を図り、議員活動を進めてまいります。

なお、今回の定例会におきまして、議会内の役割が変わりました。常任委員会が総務委員会・副委員長に、特別委員会が人口減少・少子化対策調査特別委員会・委員長に選任いただきました。引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

日増しに寒さが感じられる季節の変わり目、お身体ご自愛のうえにご活躍されますことを祈念し、ご報告とさせていただきます。

平成二十五年十一月吉日

岩手県議会議員

軽石義則 拝

【議会役職】

- 総務委員会・副委員長
- 人口減少、少子化対策調査特別委員会・委員長
- 東日本大震災津波復興特別委員会・委員
- 岩手県競馬組合議会・議員

であります。

県災害対策本部等においては、市町村や消防本部、警察等から情報を収集することにより現地の状況を把握するとともに、災害対策本部を設置する市町村に対しては、情報の収集や伝達を目的に派遣した広域振興局職員を通じて市町村の動き等も把握いたしました。

このような職員派遣のほか、道路、河川等のパトロールを通じて把握した現地の状況等に基づき、応急食料の供給や防災ヘリコプターの派遣の必要性、さらには、自衛隊派遣要請の有無等について、国・市町村と連携しながら判断したところでございます。

イ 国、市町村との連携についての教訓、課題について

軽石…県民の生命と財産を守る観点からも、国と市町村の連携を図る役割はかなり重要なものであると考えますが、今回はどのような形で連携を図られたのか詳しくお示し願います。また、今回の現地における状況把握や国と市町村の連携において、経験したことによる教訓と今後の課題について伺います。

【総務部長答弁】

国及び市町村との連携についての教訓、課題についてですが、まず、国の関係機関との連携については、気象警報を受けて、岩手河川国道事務所や自衛隊から連絡員を派遣いただき、具体的な情報共有を行うとともに、こうした関係機関と連携し、孤立者の救助や物資の輸送、さらには通行が不可能となった県道の啓開などの災害応急対策に取り

組んできたところであります。

また、市町村との間においても、電話等による連絡調整のほか、市町村災害対策本部への広域振興局職員の派遣を通じて連携を図り、情報共有しながら、現地の状況に応じ、自衛隊の派遣要請や応急食料の供給など、市町村が必要とする支援等を講じたところであります。

次に、災害の教訓と今後の課題についてですが、市町村においては、国や県が公表している河川の水位情報が十分に活用されず、避難勧告等の発令の適切な判断に結びつかなかった事例があったこと、また、県においては、避難勧告等の発令状況を含め、初期期における市町村の情報をも十分に把握することができなかった事例があったことが課題であると考えています。したがって、今般の一連の災害における市町村の情報収集、県への伝達方法等について掘り下げて検証し、県と市町村の情報共有のあり方も含め、その対応策を整理しながら、防災体制の強化を図っていききたいと考えています。

(2) 避難を含めた住民への周知と避難後の対応について
ア 避難勧告の課題について

軽石…盛岡市玉山区では避難勧告について人命にもかかわる重大な課題があったものと認識していますが、県としてはどのように把握されているのか伺います。今回連続した大雨洪水による避難勧告の中で同様の課題(事象)が他の地域では無かったかお示し願います。

【総務部長答弁】

避難勧告の課題についてであります。7月から9月にかけての大雨災害では、一部において、避難勧告等の発令時期の遅れ等が指摘されているところでありますが、避難勧告等は、地域の状況や気象データ等をもとに、市町村長が災害対策基本法に基づき、適時適切に判断し、発令することとされております。その判断材料の一つとなる河川の水位等の状況については、水防警報河川も含め、県内全域の主要な河川を対象に、国や県のホームページで公表しているところでありますが、今回は、こうしたデータが有効に活用されなかった面もあったものと考え、市町村に対しては、既にこうしたデータの活用方法等について周知を図ったところであり、県としても、市町村等と連携しながら必要な情報提供等のあり方について検討を進めていくことといたしております。

また、他の地域における状況についてであります。急激な降水量の上昇等により、避難することが危険と判断し、屋内に退避するよう指示した市町村もあったと確認していますが、現在、今回の大雨災害に係る対応の検証を行っている市町村もあることから、検証結果を収集しながら、早急に今後の対応策について検討を進めてまいります。

イ 避難勧告の周知方法についての現状と認識について

軽石…状況を把握したにもかかわらず、対象地域の住民に避難勧告、被害状況を周知できなければ、危険の回避にはつながらないもの

と考えています。今回被害が発生した地域において周知方法が活用されている現状と認識について伺います。

【総務部長答弁】

住民への避難勧告並びに被害状況の周知についてありますが、市町村では、住民に対する情報伝達に漏れのないよう、一般的には、防災行政無線や有線放送、広報車による広報などのほか、ホームページや緊急速報メール、コミュニティFM、ツイッター等といった情報伝達手段を整備しています。7月末から9月にかけての一連の大雨災害で、避難勧告等を発令した市町村に確認したところ、住民等への伝達に際しては、それぞれの市町村で整備しているこれらの伝達手段を活用したほか、避難勧告対象地域がごく一部の地域に限られた市町村では、職員や消防団員が各世帯を訪問し伝達した市町村もあったところであります。

ウ 全県的な情報伝達体制の充実・整備について

軽石：防災行政無線については、県内33市町村中26市町村が整備されていますが、その中で沿岸も含めて一部地域のみ屋外拡声可聴としているものが5市町となっています。全国瞬時警報システム（ジーアラート）については全市町村に配備されてはいますが、防災行政無線などと接続されていないところもあり、ジーアラートに配信される情報が有効に活用されていない実態があります。ラジオや電子通信機器の活用だけでは、今回のような地域限定による豪雨や洪水など、経験のな

い自然災害による非常時には、すべてをカバーした情報周知や避難誘導などに限界があるのではないかと考えています。

よって、あらゆる災害時に地域ごとに対応できる防災行政無線の整備ならびに全国瞬時警報システム（ジーアラート）の活用を進めるなど、全県的な非常時における情報伝達体制の充実・整備を推進するべきと考えますが、知事の考えをお聞きます。

【知事答弁】

災害時における全県的な情報伝達体制の充実等についてであります。県民一人ひとりの命を守る防災を実現するためには、災害時において県民が迅速に避難できるような情報伝達体制を全県的に整備していくことが不可欠であると認識しております。議員ご指摘の防災行政無線は、災害時において、多くの住民に情報を伝達することを可能とする設備であり、情報伝達手段の一つとして極めて有用でありますことから、活用可能な補助制度等の周知を図りつつ、市町村の取組を促していきたいと考えております。

また、ジーエイ・アラートの全県的な活用については、住民等への緊急情報の即時伝達を図る観点から、市町村に対し、防災行政無線等との接続を図るよう、助言してまいります。

エ 避難行動要支援者への対応について

軽石：一人暮らしの高齢者や障がい者ならびに自宅療養の難病患者など災害時に自力で避難することが困難な、いわゆる避難行動要支援者の避難支援対策の現状と課題についてど

のように認識しているのか伺います。

【保健福祉部長答弁】

避難行動要支援者への対応についてであります。市町村では、国のガイドラインに基づき、要支援者の避難支援計画の策定や名簿の整備を進めることとなっており、県ではこれらの取組が進むよう働きかけを行ってきたところですが、必ずしも全ての市町村において取組がなされていない状況にあります。また、これまでは名簿の整備や名簿情報の提供などについて法的根拠がなく、名簿が有効に活用されなかったという課題も指摘されてきたところであり、国では今年度、災害対策基本法の改正により、市町村への名簿作成義務付けや、支援者への名簿情報の提供などについて規定し、併せてガイドラインを全面的に見直し、新たな取組指針を策定しております。県としては、国の指針に沿って、全ての市町村において避難支援計画や名簿が作成され、名簿を活用した的確な避難情報の提供や安否確認、避難誘導などの避難支援の取組等の充実を図られるよう、研修会などを通じ引き続き市町村の取組を支援してまいります。

オ 避難所の災害用備蓄の課題と市町村支援について

軽石：避難後の避難所における災害用の備蓄はどのような状況であったのかお示し願います。今回は内陸部での避難であり長期化することを想定されてはいなかったのではないかと考えていますが、今後の課題としてどのようにつまえているのかお示し願います。その対

策については市町村がすることになると思われますが、併せてその支援策等をどのようにされるのか伺います。

【総務部長答弁】

避難所の災害用備蓄の課題と市町村支援についてありますが、現在、すべての市町村において、災害用備蓄は行われておりますが、今般被災した市町村の中には避難所に備蓄を行っていないため、倉庫等に備蓄している物資を避難所に搬送し、避難者に提供したところがあつたと伺っています。災害用備蓄は災害時に避難者が容易に使用できる場所に備蓄することが望ましいと考えており、今後こうした備蓄を進めていくことが課題であると考えています。

次に、災害用備蓄の市町村への支援策についてであります。市町村における災害用備蓄については、まずは、市町村が必要な物資について、備蓄することが基本であります。県としても、必要な物資の備蓄を進め、市町村の災害用備蓄が不足した場合には、県備蓄物資の供給を通じて、市町村を支援することといたしております。併せて、企業等との間で締結している災害時応援協定に基づき、必要な物資を市町村に提供してまいります。

(3) 災害廃棄物の取扱状況について

ア 流木・漂流物など災害廃棄物の処分方法及びその量について

軽石：大雨・洪水による災害廃棄物については、7月分約250t、8月分1,354t、9月分は446tとなっております。これは一

般家庭などから排出されるものであり、いずれも多くが管内処理施設で焼却処分や埋立処分されると言われています。最終処分についても若干、埋立量が増加しても容量不足が心配されるまでの量ではないとのことであります。

【農林水産部長答弁】

農地、河川、道路などについて、流木や漂流物などの災害廃棄物は同様の処分となるのか、その量はどの程度なのかお示し願います。

農地に係る災害廃棄物の取扱状況についてであります。農地に流入した土砂や流木の撤去等は、災害復旧事業の対象となり、撤去した土砂は、盛土材として災害復旧工事等に用いるなど、できる限り有効に活用していくこととされています。流木については、近隣の処理施設に搬出することとなります。なお、農地に流入した土砂や流木等の量については、例えば、8月9日の大雨で被災した盛岡市猪去地区のりんご園に流入した土砂は約1万㎡と見込まれるが、農地災害の場合、現在調査を進めている先の台風での農地被害も1,000箇所を超えているなど、被災箇所が多く、災害査定や復旧事業に向けた測量や復旧のための設計の段階で積算しており、全体量を現時点でお示しすることは困難であることから、ご理解願います。

【県土整備部長答弁】

河川や道路における堆積土砂や流木等についてですが、河川に堆積した土砂は、他工事への流用、民間による砂利採取、最終処分場

以外の残土置場への搬入等により処理しております。現時点でその量はおよそ7万㎡となっております。道路に堆積した土砂は、道路敷地内での処理や最終処分場以外の残土置場への搬出等により除去しており、現時点でその量はおよそ1万3千㎡となっております。河川の流木や道路の倒木につきましては、可能な限り再資源化施設へ搬出して木質ボードや堆肥の原材料にするなど再利用に努めており、現時点でその量は河川でおよそ550t、道路でおよそ230tとなっております。

イ 個人敷地や農地に流入した土砂について

軽石：個人の敷地や農地に流入した土砂については個人の責任で処分することであり、集積までは出来ても最終処分する土捨て場を持つていない被災者は大きな負担を強いられております。このような災害時における土砂の処分については、行政の責任で行うことが必要ではないかと考えますが、現状と課題について伺いたいします。

【環境生活部長答弁】

個人の敷地などに流入した土砂についてはありますが、個人の所有地については、その性質上、個人が撤去した土砂を受け入れるため、市町村等において土捨て場や仮置場を用意し、住民から持ち込まれた土砂を処分しております。なお、個人で土砂を撤去することが難しい場合には、地域住民やボランティアの協力を得ながら土砂の撤去作業を行っております。市町村等においては、住民に代わって土砂等を撤去する制度の活用を呼びかけた

り、ボランティアのあつせんを行うことなどを通じて、土砂の撤去に係る支援を行っています。県としては、市町村等に対し、災害発生時の土捨て場やボランティアなどの各種制度をあらかじめ住民に周知するよう助言してまいります。

ウ 復旧工事へ砂利などを再利用することや流木の活用について

軽石：復旧工事へ砂利などを再利用することや流木の活用は考えていないのかを伺います。さらに農作物の廃棄物の活用についてもお考えを伺います。

【農林水産部長答弁】

冠水等により収穫が困難となった農作物については、通常の収穫残渣と同様に、ほ場へのすき込みや、ほ場外に搬出し、たい肥化されることとなります。

【県土整備部長答弁】

復旧工事への砂利などの再利用や流木の活用については、流出してきた砂利などの再利用については、盛土材が必要な工事で搬入時期や土質性状等を考慮し、利用可能な場合には調整を図りながら復旧工事への活用に取り組んでまいります。大雨により発生した流木については、可能な限り再資源化施設へ搬出して木質ボードや堆肥の原材料にするなどして再利用に努めているところであります。

(4) 被災者支援の状況について

ア 被災者生活再建支援についての認識及び課題等について

軽石：今回の災害により被災された皆様を支援するためには、被災者生活再建支援法の適用が必要と考えています。しかし、国においては要件の緩和は制度の根幹にかかわる問題として慎重な姿勢を示す報道がされています。県独自として市や町が行う助成に対し支援金支給補助制度を今回提案されていることは被災者に寄り添った対応として評価できるものです。加えて、国に対して局地的災害に適用できる要件緩和を求めていくことが示されていますが、現状認識と課題、今後の見通しについて伺います。



階代議士との現地調査

【保健福祉部長答弁】

被災者生活再建支援の状況についてであります。被災者生活再建支援法は、自然災害により、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが適用要件となっておりますことから、局地的な災害において、個々の世帯の被害は法適用と同程度であっても、世帯数が基準に達しないため、同じ災害で被災しながら法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じる、との課題があると認識しています。このため、県では、8月13日及び9月19日に、制度適用の要件緩和と支給範囲の拡大などについて、国に要望書を提出したところですが、国からは、法制度は、一定規模以上の自然災害を対象とするものであり、その見直しについては慎重な検討が必要、との回答があったところです。県としては、今後も、全国知事会等を通じて、各都道府県とも連携しながら、国に対し法制度の見直しを継続して要望してまいります。

イ 被災農家への支援について

軽石：被災した農家のなりわいに対する支援策についてお示しください。

【農林水産部長答弁】

被災農家への支援についてであります。農地や、水路等の農業用施設につきましては、国の災害復旧事業や9月補正予算に盛り込んでいる県単独の「小規模農地等災害復旧事業」により、早期復旧を図ってまいります。また、農業用ハウス・機械等の農業施設についても、補正予算に盛り込んでいる国の補

助事業を活用した「被災農業者緊急支援事業」により、再整備を支援してまいります。さらに、農家が減収となることを踏まえまして、県単独の「農作物災害復旧対策事業」により、生産の再開に向け、播き直しや代替作物の生産、畜産農家の代替粗飼料の確保などを支援していくこととしております。

このような取組を通じまして、被災農家の復旧に係る負担を軽減し、再び意欲をもって営農できるよう、市町村と連携して、取組を支援していく考えであります。

ウ 被災温泉宿への支援について

軽石：被災した温泉宿のなりわいに対する支援策についてお示しく下さい。

【商工労働観光部長答弁】

被災温泉宿への支援についてであります。が、本年の7月と8月の豪雨災害については、県では、被災した中小企業者を対象とした長期・低利で県が保証料を補給する「中小企業災害復旧資金」の取り扱いは開始できるよう、補正予算に盛り込むとともに、盛岡市、雫石町が行う温泉地の宿泊業者等の施設の復旧補助や風評被害対策に要する経費を支援するため「特定被災地域復旧緊急支交代付金」を補正予算に盛り込んだところであります。

また、台風18号による災害への対応についても、検討を進めているところがございます。

(5) 被害個所の復旧の見通しと今後の防災対応について

ア 市町村事業へのサポートについて

軽石：岩手県の被害総額がある程度確定してまいりました。農林漁業関係を中心に激甚災害指定が受けられそうですが、河川や道路などについて全て補助をいただける状況にないと思われまます。東日本大震災津波における復興事業も順調な進捗とはなっていない現状においては、豪雨や台風18号において被害を受けた施設や道路などの復旧については人手・資材・機材等に不足が言われていますが、これらの対応については市町村だけの対応では限界があるのではないかと予測されます。県として、どのような形でサポートしていくのか伺います。

【農林水産部長答弁】

農地・農業用施設の復旧の見通しと今後の対応についてですが、農地・農業用施設復旧のための市町村支援については、被災市町村からの要請を受け、一関市、雫石町ほか3市町に対して延べ96人の職員を派遣し、被害調査を支援するとともに、引き続き、災害査定に向けて関係業務の助言等に当たっております。また、被災市町村数が多い盛岡広域振興局管内では、特に被害の大きい雫石町に本庁等から職員4人を派遣することで、振興局の他市町村への支援体制が確保できるよう対応してまいりました。

【県土整備部長答弁】

市町村事業へのサポートについてですが、まず、災害復旧工事の実施に際しては、東日本大震災津波による復旧・復興工事の本格化に伴い、人手・資材・機材が不足しており、

内陸部の災害復旧工事の発注により、全県的に同様な状況となる見込みであると業界団体との意見交換でうかがっているところでありまます。今後、各市町村の実情を勘案しながら、業界団体との連携・情報共有を図り、沿岸部で講じている様々な対策を全県に拡大するなど、必要な対策を講じてまいります。市町村へのサポート体制については、県土整備部では災害復旧担当課を中心に関係業務に係る助言を行うとともに、盛岡広域振興局土木部が被害の大きかった雫石町に随時出向いて技術的支援を行っているところであります。また、公益財団法人岩手県土木技術振興協会では、調査設計から災害査定まで対応することとしており、その後の工事発注に係る設計積算業務などにつきましても、災害関係業務を優先する全県的な調整を行って、支援体制が確保できるよう、努めているところであります。

イ 土木関係業者における技術者の確保について

軽石：土木関係の業者については技術者を確保することすらままならない現状とお聞きしています。特に河川については、何時また

予想を上回る豪雨があるか計り知れない気象状況であり、冬場を迎えることから積雪や凍結などにより工事現場の状況も悪化が予想されます。現在、岩手県におけるすべての請負工事に対する従事者の現状と課題についてお示し願います。

【県土整備部長答弁】

土木関係業者における技術者の確保についてであります。県営建設工事の入札におい

ては、入札不調が発生しているものの、随意契約への移行、地域要件の拡大、発注等級の見直しなどにより概ね再入札で落札されておりますことから、請負工事に対する技術者は確保されているところであります。業界団体との意見交換では、今般の豪雨や台風18号に伴う復旧工事等を考えると県内の技術者・技能者だけでは不足する懸念があると聞いています。

技術者不足については、主任技術者の兼任の要件緩和や現場代理人の兼任のほか、更なる技術者の専任要件の緩和を国へ要望しているところであります。今後、業界団体との意見交換や入札不調の状況を踏まえ、復興JVの代表者や構成員の要件緩和などの対策を講じてまいります。

ウ 今後の復旧見通し等について

軽石：農地、河川、道路それぞれについて、今後の復旧見通しと対応策についてもお示し願います。

【農林水産部長答弁】

復旧見通しについては、査定前着工制度の積極的活用や、災害査定後ただちに工事着手できるよう、可能な限り来春の営農に間に合うよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

【県土整備部長答弁】

今後の復旧見通しと対応策についてですが、災害復旧の前段となる国の災害査定につきましては、7月の梅雨前線豪雨に係る災害につきましては去る9月17日から10月4

日まで、8月9日豪雨に係る災害が10月15日から11月1日までの各3週で概ね完了する見込みとなっております。台風18号に係る災害につきましては、年内に国の災害査定が実施できるよう、現在日程調整を行っているところであります。

災害復旧工事の実施につきましては、国の災害査定が終了した箇所から、順次、緊急性等を考慮しながら発注し、早期復旧に努めてまいります。

2 東日本大震災津波復興事業における現状と課題等について

(1) 事業の進捗状況について

軽石：復興庁は本格的復興段階に移行との年次報告の骨子案を示しています。6月末時点で復旧事業の進捗率が99%となるものもあるなど主なインフラは応急的な復旧から本格的な復興段階へと移行したと評価されており、11月に閣議決定する方針が示されています。このことに対して被災地岩手県としてはどのように受け止めているのか伺います。

【副知事答弁】

復興庁が示しました復興状況報告(骨子案)についてであります。骨子案では、「現場主義」に立った復興加速化策により、公共インフラの復旧は、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行し、復興施策に関する事業



千葉副知事答弁

計画と工程表に基づき、着実に推進していると自己評価しているところであります。この骨子案は、先日の国の復興推進委員会で初めて示されたものであります。例えば、河川対策では、北上川などの国直轄管理区間の河川堤防について、本復旧工事が完了した箇所の割合をもって99パーセントと示されております。

また、鉄道運行を再開した路線延長の割合は89パーセントとされていますが、未再開の路線延長に、本県の三陸鉄道及びJR大船渡線、山田線の運休延長が整理されているところであり、県として鉄道の復旧は極めて重要な課題であると考えているところでございます。

県においては、復興事業の進捗状況を、より具体的かつ一体的に、県民の皆様にご理解していただくために、復興実施計画の構成に合わせ、3つの原則及び10分野の観点を

基に評価いたしました「いわて復興レポート2013」を公表しているところでございます。本県においても、防潮堤や道路などの公共インフラの復旧は、既に応急復旧から本格的な復旧・復興の段階に入っているものと認識しているところでございます。

現在、県では、来年度からの3カ年を本格復興期間として位置付けた第2期復興実施計画の策定を進めておりまして、被災者が一日も早く安全で安心して生活を送れるよう、社会資本の復旧・復興ロードマップに基づき、着実に事業を進めて参りたいと考えているところでございます。

(2) 大雨・洪水・台風18号の復旧事業の復興事業への影響について

軽石…大雨・洪水・台風18号に係る復旧事業の復興事業への影響については、一部沿岸を含む内陸部全体において発生した豪雨災害であり、かなりの工事が発生するものと考えます。調査・設計・発注・受注・工事現場管理等について現状をどのように把握しているのか、沿岸部における復興事業に影響が出ないのかも含めて伺います。

【農林水産部長答弁】

東日本大震災津波に係る農地復旧事業への影響についてであります。大雨・台風災害の復旧に向けた測量設計業務については、発注済の委託業務の一時中止による災害関係業務への優先対応の取組などを行った結果、業者確保の目途が概ね立ちつつあると考えています。

工事については、農地の土砂撤去や畦畔補修など、比較的小規模な工事が多く、事業主体である市町村が発注する工事であることから、主に地元の受注が想定され、東日本大震災津波の復旧・復興関連工事への影響は限定的と考えているが、今後、大雨・台風災害による復旧工事の発注が本格化していくことから、工事進捗等への影響を注視してまいります。

【県土整備部長答弁】

大雨・洪水・台風18号の復旧事業の復興事業への影響については、内陸部の豪雨災害による公共土木施設の被害状況については、10月2日時点の県及び市町村の被害報告で、1,390箇所、約176億6千3百万円となっているところであります。これらの調査や設計については、東日本大震災津波による復旧・復興事業以外の業務委託を可能な限り一時中止するなどして優先的に実施しているところであります。国による災害査定は、年内に終了する予定で進めることとしており、災害査定が終了した箇所から、順次、緊急等を考慮しながら工事が発注されていくことから、今後、東日本大震災津波による復興事業への影響を注視していくとともに、東日本大震災津波による復興事業への影響がでる限り軽減されるよう、業界団体や関係機関等との意見交換や情報共有を図り、必要な対策を講じてまいります。

(3) 東京オリンピック開催決定等の影響について

軽石…東京オリンピック開催決定と復興特別法人税の廃止前倒しなどから来る今後の影響などについてです。知事は復興推進委員会において東京オリンピックが復興を遅れさせることのないように調整することを国に求めたと報道されています。くわえてILCの日本誘致も促したとありました。私も同感であり、被災された皆様をはじめ、多くの県民もそのことを望んでいるものと考えています。このことに対する政府の受け止めや反応はどのようなであったのか、他の委員の反応はどうであったかと今後これらへの対策をどのように進めるのか併せて伺います。

【副知事答弁】

東京オリンピック開催決定等の影響についてであります。去る9月25日に開催された復興推進委員会にきまして、2020年の開催を成功させるためには、国民的コンセンサスを得て、まず復興を加速、完成させて、次にオリンピック・パラリンピック開催準備へと、人材や資源がうまく回り活用されるように、政府による調整が必要と申し上げました。また、ILC、国際リニアコライダーについても、「新しい東北」を創造する観点から復興の象徴としてしっかりと位置付けられるべきであると発言したところであります。これらに対し、委員からは賛同する御発言がありましたほか、委員会全体としても、復興の加速化のための共通理解が得られたものと認識しております。

また、現在政府において検討されている復興特別法人税の前倒しでの廃止については、

復興推進委員会において議論はございませんでしたが、仮に廃止する場合にあっては、減収分に見合う財源が確実に確保されなければならぬと考えております。

こうしたことから、復興に要する人材・資源の政府による調整や復興財源の確保について、引き続き国に対し強く要望してまいります。

3 雇用対策と労働環境改善等について

(1) 企業誘致への取り組みについて

軽石：2012年度の誘致件数は37件であり近年においては2008年度から2011年度を大きく上回っています。復興支援もありますが、リスク分散を求める企業の本県への誘致につきましては、2011年10月14日の一般質問において私の質問に対して当時の部長より積極的な答弁をいただいております。結果として出ていることは評価に値するものと考えます。人口減少社会における人口流出の歯止めとしては、県内産業企業の育成はもとより、県内経済の活性化や雇用のミスマッチの解消などに対応するには地元企業と連携する企業の誘致をしていかなければならないと考えています。誘致先として選ばれる条件を再度検討し、目先のことにとらわれずに将来の成果に結び付ける決断も必要な時期ではないでしょうか。そのためには県内の工業用地をはじめ、空き工場や学校施設等を眠らせて

おくのではなく大胆に提供することも一つの策ではないかと考えますが、このことについて知事の考えをお示し願います。

【知事答弁】

企業誘致への取り組みについてであります。平成24年度の企業誘致数は37社となっており、内訳は製造業が12社、ソフトウェア、コールセンターが16社、運送業が9社となっております。この背景には、本県の地理的な立地環境のほか、東日本大震災津波やI・L・Cの学術調査などを通じて、本県の安定した地盤が評価され、災害時のリスク分散の観点から、幅広い業種の誘致が進んだものと考えております。平成25年度においても、本県が推進する医薬品に関連する企業の立地が決定したほか、日用品など生活関連の企業の進出も見られることから、これまで以上に幅広い業種を対象に誘致を進めることとしております。

また、誘致に当たっては、これまでも工業団地をはじめ、空き工場や閉校となった学校施設等の情報をホームページで紹介するなど情報発信に努めているところですが、更に企業ニーズに沿った物件の掘り起こしを行い、本県の優れた立地環境をPRしながら誘致に努めてまいります。

(2) 被災地における緊急雇用対策について

軽石：緊急雇用創出事業や災害廃棄物の処理等で雇用されている被災者の方々が、事業終了により新たな求職活動をしなければならぬ時が近づいています。県が実施した被災地

でのアンケートにも数字として表れています。雇用形態については正規雇用を58.6%の皆様が求めています。生活を再建するためには、働く場の確保が無ければなりわいの再生ができません。喫緊の課題に対する取り組み経過と今後の取り組みはさらに踏み込んだものでなければならぬと考えますが、このことで目標が達成できるかについてお示し願います。

【商工労働観光部長答弁】

被災地における緊急雇用対策についてであります。これまで、被災企業の再建支援による雇用創出や、緊急雇用創出事業によるつなぎ雇用の創出、さらには事業復興型雇用創出事業による長期・安定的な雇用の創出により、喫緊の課題である雇用拡大に取り組んできたところです。平成24年度末では、こうした取組と復旧・復興関連事業の求人増により、有効求人倍率は約1倍となったところです。

このため、今年度は、民間への就職を促進するため、緊急雇用創出事業の規模を縮小したほか、復旧・復興や成長が見込まれる分野に対応した職業訓練の実施や、企業見学会、面接会の開催など、マッチングの促進に重点的に取り組んでいるところです。加えて、今年度末に緊急雇用創出事業等の雇用期間が終わる方々を対象としたアンケート結果を踏まえ、ハローワークや市町村と連携し、再就職に向けた面接会の開催や丁寧な情報の提供など、きめ細かく支援していくこととしています。

こうしたマッチングなどの支援策や事業復

興型雇用創出事業などを継続的に実施し、安定的な雇用への移行を促進しながら、目標である雇用の確保と質の向上の達成に努めて参ります。

(3) 最低賃金の現状認識等について

軽石…本県の地域別最低賃金は、12円増の665円として審議会の答申が決定され、10月27日から発効されます。民間企業の平均年間給与は408万円、昨年から1万円減ですが、今年から正規と非正規の区分が出されており正規雇用者が468万円、非正規雇用者が168万円であり300万円の開きがあると国税庁の実態統計調査により明らかになりました。単純に168万円を岩手県の新しい最賃665円で割り返すと2526・3時間となり、8時間で割ると315・79日となります。1年間4日しか休まないで働いてこの金額です。仮にこのような労働環境の中で働きたいは見いだせるでしょうか。何らかの助けがなければ生きにくいことすら厳しいのではないのでしょうか。このような岩手県の最低賃金の実態について知事はそのように現状認識されているのか伺います。また、岩手県の給与水準はどのようにあるべきとお考えかも併せて伺います。

【知事答弁】

最低賃金の現状に対する認識とあるべき給与水準についてであります。本県における本年10月27日発効の地域別最低賃金額は、中央最低賃金審議会が引き上げ額の目安として示した10円を上回る12円引

き上げの665円でありませんが、全国平均を100として見た場合87・0であり、青森県、秋田県などと共に全国34位に位置する、未だ低位な水準にあるものと認識しております。また、国の毎月勤労統計調査結果によれば、平成24年の本県の1人当たりの給与所得は22万7千円余となっており、全国平均を100として見た場合86・8となり、こちらについても開きが見られるところであります。

このため、県としては、今後とも、産業振興に向けた取り組みを強化することで、最低賃金や給与水準が引き上げられるよう、努めていきたいと考えます。

4 医療福祉に関する取り組みについて

(1) 在宅医療等の現状について

ア 在宅医療推進事業について

軽石…今回の補正予算にも提案されていますが、在宅医療を確立するうえで、地域における多職種の共働など多くの課題を整理しなければならぬと考えています。今回新規に計上された予算案の説明では、地域の実態に応じた医療と介護の連携体制構築への支援と医療設備等の整備に要する経費の一部を補助するとあります。これまでの事業実施を通じて課題をどのように把握し、今回の事業に活かしているのか伺います。

【保健福祉部長答弁】

在宅医療の推進についてであります。県では、これまで、国の事業を活用し、人材育成事業や在宅医療の実施に熱心な医師等のいる地域2か所で体制構築のためのモデル事業を実施してきましたが、今後の高齢化の進展を見据え、在宅医療を全県的に進めていく必要があり、そのためには、一部の熱意ある医師等に頼るのではなく、地域の多職種による協働が不可欠であることから、医師会や介護事業所との調整など地域包括ケアシステムの構築を担う市町村の役割が極めて大きいと考えています。このため、本議会に提案した補正予算案においては、市町村が主導的な役割を果たすことができるよう、これまで行ってきた連携拠点を形成する取組のほか、将来的な拠点形成を見据えた機運の醸成や関係づくりなど地域の実情に応じた取組や、機器整備による在宅医療実施体制の整備についても支援することとしたものです。

イ 難病患者等への在宅療養支援について

軽石…難病患者等居宅生活支援事業は、本年4月から施行された障害者総合支援法による障がい福祉サービスとして実施されています。難病患者の皆様が家族を含めてかなりの苦勞をされており、難病患者等への在宅療養支援はどのようになっているのか伺います。

【保健福祉部長答弁】

次に、難病患者等への在宅療養支援についてであります。在宅難病患者の安定し

た療養生活と生活の質の向上を図るため、障害者総合支援法に基づく居宅介護などの障害福祉サービスを実施しているほか、保健所や県委託の難病相談・支援センターでは、在宅療養に関する各種相談に応じています。また、岩手医科大学附属病院に難病医療専門員を配置し、訪問看護ステーションなどの関係機関と退院後の在宅療養に関する連絡調整を実施しているところです。さらに、患者家族の負担軽減を図るため、岩手医科大学附属病院など県内16箇所の難病医療拠点病院等において、在宅重症難病患者の一時入院事業を実施しているところです。今後とも、国で検討されている難病対策の法制化を見据え、岩手県難病・疾病団体連絡協議会等と連携を図りながら、難病患者への在宅療養支援を実施してまいります。

(2) 児童養護施設の現状と課題について
ア 児童養護施設の現状等について

軽石…本年6月1日現在、県内にある養護施設は6ヶ所273名の入所者がいますが、最近の傾向として両親の精神疾患や虐待によるものの割合が高い傾向にあると聞いております。また、子どもにおいてもその虐待の影響などにより医療機関との連携も必要であると言われています。入所の背景や要因等をどのように分析しているのか、課題があるかと思われるような対策を取られているのか併せて伺います。

【保健福祉部長答弁】

児童養護施設の現状等についてでありませんが、県内における児童虐待の増加などを背景として、児童養護施設の入所理由も、直近3年間では「保護者等からの虐待」が最も多く、入所児童の中には虐待の影響で、こころのケアが必要な子どももいるところです。児童養護施設では、日ごろから医療機関との連携を図り、病気の際の受診だけでなく、児童の状況に応じて相談し、アドバイスを受けられるような関係づくりを行っているほか、児童一人ひとりの状況を踏まえた、より細やかな支援を行うため、心理療法担当職員や医療的ケアを担当する専門職員を配置し、職員体制の充実を図っているところです。また、児童相談所では、これら児童の家庭への復帰を図るため、子育ての振り返りや、親子関係の修復に向けたカウンセリングを行うなど、保護者への支援にも取り組んでいるところです。

イ 家庭的養護の推進について

軽石…平成22年に閣議決定された子ども・子育てビジョンによる家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標がありますが、県としての考え方とこれまでの取り組み経過および実績について伺います。

【保健福祉部長答弁】

家庭的養護の推進についてであります。県では、様々な要因により保護者の適切な養育が受けられない児童に対し、家庭的な

環境での養育を進めることが重要であるとの考えから、里親委託を推進しております。毎年10月の里親制度推進月間を中心とした広報活動や、福祉総合相談センターや児童養護施設へ専任職員を設置し、里親の登録と委託の推進に努めてきたところであり、東日本大震災津波に伴うものを除き、平成24年度末における里親委託率は16.8%となっております。今後も、里親委託の推進をはじめとして、児童養護施設でも、少数で生活するグループケアを促進するなどにより、家庭的な環境において、一人ひとりの状況に応じた養育がなされるよう取り組んでまいります。

(3) 生活保護の実態について
ア 生活保護の現状について

軽石…本年8月に生活保護基準の改訂がなされ、3年間で基準生活費などが減額されることとです。このことにより本年7月現在の被保護者14,476人の生活に与える影響をどのように把握しているのか伺います。併せて、不正・不適正受給の実態や対応状況についても伺います。

【保健福祉部長答弁】

生活保護の実態についてであります。本年8月からの生活保護基準の改定の本県への影響については、町村部の高齢者世帯などの一部の世帯では基準額が増加するものの、その他の多くの世帯では、平成27年度までの3年度をかけて段階的に調整し、平成27年度で最大で10パーセント、平均し

て6・5パーセントの減額となります。次に、不正受給については、収入がありながら申告しない場合などであり、平成24年度において、県内で154件、額にして4千8百万円余となっています。また、不正受給については、本年1月の社会保障審議会部会報告書において、家賃として支給した住宅扶助費を他の目的に使い、本来の目的に沿った支出が行われないなどの事案であり、その対策の強化が指摘されたところですので。不正・不正受給の防止に向けては、保護受給世帯に対する収入申告義務や適正な保護費の使い方についての指導が重要であり、各福祉事務所に対して、指導監査等を通して指導しているところです。

イ 生活保護法の一部改正について

軽石：今後の国会において、稼働年齢層の就労による自立や不正・不正受給対策の強化等の生活保護法の一部改正する動きがありますが、本県における影響と今後の見通しについて伺います。

【保健福祉部長答弁】

生活保護法の一部改正についてでありませんが、国からは、この秋の臨時国会に改正法案を再提出する方向と聞いているが、主な内容は、就労自立を促進するため、保護受給中に就労収入の一定額を積み立て、保護からの脱却時にこれを支給する「就労自立給付金」の創設や、不正受給対策を強化するための福祉事務所の調査権限の拡大及び罰則の強化、などとなっております、現時点

では詳細は明らかではないものの、福祉事務所において新たな事務の発生も想定されるところです。指導機関である県においては、法改正の動向を注視しながら、指導実施体制のあり方なども十分に検討し、生活保護制度が県民に信頼され、最後のセーフティネットとしての機能を十分に発揮できるように、保護受給者の自立支援と制度の適正運営の一層の推進に努めてまいります。

5 青少年の健全育成等について

(1) ドーム型スタジアムの建設について

軽石：東北楽天のリーグ優勝は、被災地をはじめ多くの子供たちに勇気と力を与えてくれました。また、夏の甲子園大会では花巻東高校の大活躍により元気をいただきました。特に野外的なスポーツにおいては、気象状況で左右される競技場では、育成・強化に対するハンデのみならず一流と言われる各種大会の誘致にも影響があります。屋根付きの多目的グラウンドの建設は多くの県民が期待をしておりますが、岩手県の次世代を担う子供たちに希望をつなぐドーム型スタジアムの建設について伺います。

【教育長答弁】

ドーム型スタジアムの建設についてであります。多目的屋内練習施設、いわゆるドームにつきましては、国体選手強化施設

として整備を予定していたところ、東日本大震災津波による影響や国体開催までに選手強化施設として活用できる期間などを踏まえ、国体選手強化施設としての整備は断念したところです。

今後の在り方については、全体的に老朽化しつつある県営体育施設を今後どうするのかといった点も含めて、総合的な見地から検討する必要があると考えております。

(2) 希望郷いわて国体を冬季大会を含め開催することについて

軽石：2016年には、復興のシンボルと位置付ける希望郷いわて国体が開催されます。希望郷いわて国体を冬季大会も含めた完全国体として開催して、一層の機運の醸成を図るとともに、冬季種目競技に取り組む青少年を含め、本県の次世代を担う子どもたちに夢と希望を与えることが切に望まれます。

そこで、希望郷いわて国体を完全国体として開催することへの意気込みと、青少年の育成に果たす意義について、知事にお考えをお聞きします。

【知事答弁】

希望郷いわて国体を冬季大会を含めた完全国体として開催することについては、2月定例会において、開催を求める決議を頂くとともに、先般、岩手県体育協会及び関係競技団体から開催要望書の提出があったところでもあります。県といたしましては、このようなことを踏まえ、第71回国民体育大



達増知事答弁

会を冬季大会と合わせた、完全国体として開催したいと考えております。本県初の完全国体として開催することは、冬季競技を含めた本県のスポーツの振興・発展はもとより、東日本大震災津波の被災地域として開催される初めての国体として、復興に向かって前進する本県の姿を全国に発信し、これまでの多くの支援に対する感謝を示す絶好の機会と考えております。

また、本県で冬季大会を含む完全国体として開催することは、冬季競技を含めた全国の舞台での活躍を目指す本県の青少年にとって、大きな夢と希望を与えるものであり、また、同世代の活躍を身近に肌で感じることで、スポーツを見る人、支える人にも大きな感動を与え、青少年の健全育成にも大きな役割を果たすものと期待しているところであります。

(3) 岩手国体に向けた選手強化について
A 出場競技数減少の原因について

軽石：東京国体が開催されておりませんが、本県選手団も活躍されていることが報道されています。しかし、出場競技数については昨年と比較して減少していますが、その原因をどのように分析しているのか伺います。

【教育長答弁】

出場競技数減少の原因については、東京国体の本大会への出場競技数は、37競技中34競技と昨年の35競技に比べ、1競技減となっております。出場できなかった競技は、バレーボール、ラグビーフットボール、ソフトボールの3競技となっております。

出場できなかった3競技は、東北総合体育大会を勝ち抜き力を備えていなかったことが原因であると捉えておりますが、特に、ラグビーフットボールの成年種別については、今回の東京国体から7人制となり、その対応が他県に比べ遅れたことなどが影響したものと考えております。

今後につきましては、出場の可能性が高い種別を重点強化し、全競技の出場を目指してまいります。

イ 高校生や中学生等の強化対策について

軽石：2016年の本県開催に向けては準備も進められており、次第に完全国体開催ムードも高まってきております。県民一体となった気運の醸成のためには、県民を代表して参加する選手が力を十分発揮する支援も忘れてはならないことでもあります。そのために

も現在の高校生や中学生等の強化対策は大切です。昨年度と比較して各種競技における全国レベルとの違いをどのように把握し、対策されているのか伺います。

【教育長答弁】

高校生や中学生等の強化対策については、今年の全国中学校体育大会夏季大会における入賞状況は、4競技、入賞数5と昨年の5競技、入賞数10に比べ減少となっておりますが、全国高等学校総合体育大会夏季大会における入賞状況は、16競技、入賞数39と昨年の10競技、入賞数30に比べ増加したところでもあります。中学生は入賞競技数等が減ったわけですが、サッカーでは県内2チームがベスト8に入るとともに、近年、予選リーグを突破できなかったバスケットボール男子とバレーボール男子が決勝トーナメントに進むなど、団体競技の活躍が目立ったところです。また、中学生、高校生とも、ここ数年のターゲットエイジ支援事業などの強化事業の成果が開始、あと一勝で入賞というレベルにある競技もあり、全国との差も着実に縮まってきているものと認識しております。

今後につきましては、岩手国体に向けて強化指定対象とした選手やチームを中心に、レベルの高い県外チームとの試合や合宿を通じ、質の高いプレーの経験を踏ませることにより、更なる強化を図って参ります。

《再質問》

1 災害発生状況の把握について

軽石：県のホームページに掲載されている岩手県河川情報システムによりますと、9月16日の台風18号による玉山区の古川橋わきに設置されている国交省管理の水位計が17時に5.31mの最高水位を記録したのちに数値が記載されていない状況でありましたが、その原因はなぜだったのか把握されているのでしょうか。その後は正常に機能しているのでしょうか。そのことに対するこれまでの対応経過をお伺いいたします。そのほか県内において同様の事象はあったのか。お示し願います。

答：ゲリラ豪雨と表現されるくらい気象状況が変化しておりますので、危機管理するうえで情報を正確に把握することで、生命を守る事が出来ると考えております。県内各河川に設置されている水位計の設置基準とその根拠についてお伺いいたします。また、設置基準や根拠が現在の状況に合わない点については見直す必要があると考えますがこの点についての見解と対応をお伺いいたします。

【県土整備部長答弁】

災害発生状況の把握についてですが、古川橋水位観測所の管理者である国土交通省北上川ダム統合管理事務所によると、水位局舎が浸水したことにより計測不能となったものと

聞いております。

河川水位が下がってから復旧工事に切り掛かり、9月24日の9時からデータ配信を再開し、その後は正常に機能しておるところです。また、県内の他の水位観測所におきましては、台風18号の豪雨による欠測等はありませんでした。なお、水位計設置についての基準は定められておりませんが、氾濫域の資産状況や過去の洪水実績などを勘案して設置してきたところでありまして、水位情報については121箇所、雨量情報については183箇所をリアルタイムで公表しているところであります。

今後は、今年の豪雨被害の状況や市町村からの要望等も踏まえながら、水位観測所等の整備を進めてまいります。

2 「みんなで取り組む防災活動促進条例」の取り組みについて

軽石：この条例について、第13条県民等の防災活動の支援および第14条災害時要援護者の支援体制の整備に係る支援に規定された施策を実施されております。素晴らしい取り組みであっても限られた範囲になっていないとすれば、実際の現場において役立つものとはなり得ないかと考えております。今回の豪雨や台風においてこれらの取り組みがどのように活かされているのかお伺いいたします。くわえて、経験した教訓を今後の取り組みにどのように反映されるのかについてもお示し願います。

【総務部長答弁】

みんなで取り組む防災活動促進条例の取組についてですが、県では、この条例の規定に基づき、昨年度は、延べ37事業を実施したところでありますが、この取組の中では、地震・津波を対象とした取組や災害を限定しない取組が多いものの、今般の豪雨などの大雨災害を想定した取組としては、土砂災害防止に関する研修会等の実施や、ハザードマップ、洪水浸水想定区域図の作成なども行われているところでありまして、こうした取組は、参加者等の防災意識の高揚や防災知識の習得につながっているものと考えていますが、いまだ事業対象地区が限られており、全体としては、大雨災害を対象とした取組が少ない傾向にあります。したがって、今後の事業推進に当たっては、大雨災害を対象とした取組を可能な限り取り入れ、今回得られた教訓が生かされるよう、関係部局とも連携しながら取り組んでまいります。

3 雇用状況にかかわる地場中小企業の現状認識と支援等の対応について

(1) 国の今後の経済対策と減税政策の影響等について

軽石：雇用状況にかかわる地場中小企業の現状認識と支援等の対応についてであります。有効求人倍率はかなり高水準になっておりますが、被災地におけるミスマッチが深刻になっております。このことに対する県の現状認識と今後の対応策については先ほどお聞きいたしました。国においては今後の経済対策と減税政策によりその効果を賃金に反映させ

ると言っておりますが、このことによる岩手県への影響等について知事の見解をお伺いいたします。

【知事答弁】

国の今後の経済対策と減税政策の影響等についてありますが、平成26年4月1日からの消費税の引上げとそれに伴う対応について、国では景気の腰折れを防ぐため、総額5兆円規模の新たな経済対策が閣議決定されました。この対策では、公共事業などの経済対策や企業に対する減税と、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止により、企業による賃金上昇につながることをしています。このことにより、県内の中小企業の賃金上昇につながるかどうかは、円安による原材料や光熱費などコスト高の影響もあり、現時点では不透明であり、注視していく必要があると考えています。

また、国に対しては、地方に根ざした産業に十分配慮し、地方経済の落ち込みや復興の遅れを招かぬよう、県として、しっかりとした対策を求めていきます。

(2) 雇用状況にかかわる地場中小企業の現状認識と支援の対応について

軽石：雇用状況にかかわる地場中小企業の翌年の所得税に反映される給与所得としての内容を精査しなければならぬと考えております。一時金などの手当的な賃金の上昇では翌年の保証はありません。また、企業の業績は回復傾向にあっても、非正規雇用として人件費を抑制している現状においては、実質的な

継続性を担保した可処分所得の増額確保にはなっていないのではないかと考えられます。また、国が現在進めようとしている労働関係の規制緩和が出来ることによつて、格差がさらに拡大されていくことにつながっていくのではないかと懸念されます。岩手県はほとんどが地場中小企業中心であり、労働環境の悪化は生産人口の流出につながっていくことも想定されます。くわえて、復興需要によるなりわいの再生が終了したのちに、継続した雇用環境を維持していくことも大切な取り組みであります。このような条件を含めての支援とされているのでしょうか。県内の地場中小企業の現状認識と今後の対応についてお伺いいたします。

【商工労働観光部長答弁】

地場中小企業の現状認識と今後の対応についてですが、日銀盛岡事務所の7・8月の「岩手県金融経済概況」によりまず、県内経済は緩やかな回復を続け、鉱工業生産には持ち直しに向かう動きも見られ、雇用情勢は引き続き改善しているとされています。一方、雇用の質や給与水準の向上は、県として依然重要な課題となつているところであり、そのためには中小企業の経営力の向上はもとより、競争力のある産業の振興が求められていると認識しているところです。

このため、県では、グループ補助金等による復興支援をはじめ、専門家による経営指導、商談会や商品開発指導による取引拡大の支援に加え、高度ものづくり人材の育成や、工程

キリトリ線

ご意見、ご要望などありましたらお聞かせ下さい。

●ご意見●

●ご要望●

〒
ご住所 _____

お名前 _____

TEL _____

E-mail _____

《再々質問》

1 水位計の設置位置について

軽石：古川橋水位観測所の設置位置が、もともと低い位置に設置されていたのではないか。

〔県土整備部長答弁〕

古川橋水位観測所の設置位置については、現地を確認しております。古川橋は兩岸の地形から比較的高い位置にありましたが、堤防自体はそれほど高くはなかったために、それ以上に水位が上がった異常な出水であったと認識しております。これらの情報は重要でありまして、極力観測が途絶えないように、今後とも考えてまいります。

改善による水産加工業の生産性向上などに取組んでいるところです。また、復興に関わる短期的な雇用から、今後は長期安定的な雇用へと円滑に移行していけるよう、事業者に対して、事業復興型雇用創出助成金により支援を行っているところです。
こうした中小企業に対する支援が、ひいては良好な雇用環境につながっていくものと考えておりますので、県としては今後も、中小企業が安定した経営を実現し、さらなる成長ができるよう取り組んで参ります。



一般質問後議事堂前にて

キリトリ線



総務委員会副委員長に就任



人口減少、少子化対策調査特別委員会委員長に就任

郵便はがき

0208790

料金受取人払郵便

盛岡中央局
承認

5569

差出有効期限
平成27年 8月
31日まで

切手は不要です。
そのままお出し
ください。

軽石よしのり行

岩手県議会議員

(受取人)
盛岡市紺屋町七-六

